

医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十一号

医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年四月二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年九月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 岩城 光英

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久